



くらしの情報

最近の食品表示基準の変更について

消費生活コンサルタント 鷲 仁子様

食品表示の基本法は2015年に制定された「食品表示法」ですが、具体的な表示のルールは「食品表示基準」によって定められています。最近の変更点を2つ紹介します。

アレルギー物質の表示について

食物アレルギーとは、タンパク質（アレルギー物質）を異物として認識し、自分の体を防御するために、じんま疹、呼吸困難など過剰な反応を起すことで、重篤な場合は、意識障害、血圧低下などのアナフィラキシーショック症状が現れます。

消費者庁は全国のアレルギーを専門とする医師を対象として概ね3年毎に全国実態調査を実施し、症例数や重篤度を踏まえ特定原材料を定めて表示を義務付けています。

2020年の調査では、「木の実類」が鶏卵、牛乳について第3位になりました。木の実類の内訳は「くるみ」が最も多く、カシューナッツ、マカダミアナッツが続きました。これらを踏まえ2023年に食品表示基準が改正され、義務表示項目は卵、乳、小麦、えび、かに、そば、落花生（ピーナッツ）に「くるみ」が追加されて8品目となりました。特定原材料に準ずる任意表示項目は、アーモンド、あわび、いくらなど20品目ですが、「まつたけ」が削除され「マカダミアナッツ」が追加されました。今後、「あわび」が「ピスタチオ」に、さらに「カシューナッツ」は義務表示になる可能性があります。これらは、木の実類の消費が増えていることに由来します。

機能性表示食品制度の改正

機能性表示食品とは事業者が安全性と機能性に関する根拠を消費者庁に届け出て、受理されれば機能を書いて販売することのできる食品です。2024年3月に起きた小林製薬の紅麹サプリメントの健康被害を受けて、同社の製品が機能性表示食品であったことから制度の見直しが行われ9月1日に施行されました。主な改正点は以下の3点です。

1 健康被害の情報提供の義務化

届出者は健康被害と疑われる情報を収集し、情報を得た場合は速やかに都道府県（保健所）に提供するとともに消費者庁に提供する。

2 GMPに基づく管理の義務化

錠剤やカプセル剤等の食品について、GMP（適正製造規範）に基づく管理を義務化。GMPは原料の受け入れから出荷までの全工程で製造管理と品質管理を求めるもの。

3 表示方法の見直し

商品パッケージなどの表示方法や表示位置などの方式を見直し、国の審査があるトクホとは異なることなど、摂取する上での注意事項を明記する。

健康被害情報の提供の義務化は、9月1日から、GMPに基づく管理と表示方法の見直しは、2026年9月から施行されます。なお、情報提供とGMP導入の義務化はトクホについても適用されます。



東 部 地 区

徳島市

新年度の総会を終えると恒例の消費者まつりを迎える。会員の高齢化により展示作品も減少の一途を辿っている。6月上旬県外研修で淡路へ。花さじきは北淡の高原に錦絵の如く金魚草が咲き乱れ絶景。八淨寺・パルシェ香りの館を巡った。6月下旬鳴門教育大学附属中学の職場体



験学習のお手伝いに参加した。徳島市役所で男女7名と「特殊詐欺急増中」や「悪質商法はうそつきで撃退！」などを配布する。澆刺とした生徒に声かけされた高齢者が如何に心強く頼もしく受け止めてくれたらと思う巡らしながらの楽しいキャンペーンのひとつきであった。



(山城美三子)

徳島広域

当協会では、偶数月に消費者問題・食品ロス・気候・地震・政治経済等の学習会を行なっています。10月には振り込め詐欺防止・食品ロス削減キャンペーン、8月には夏の親睦会を実施。5月には春の研修会として綾部のグンゼ博物苑・バラ園と福知山



城へ。グンゼという名は個人名かと思っていましたが、郡の方針ということで綾部地方の産業を起こし広く住民より出資をつのり協同経営会社として発展し現在があると担当者が誇りを持って語ってくれました。バラの香りに抱かれて幸せいっぱいでした。(日下 輝也)

南 部 地 区

阿南市

9月13日、32名の参加で地元での視察研修を行った。稼働10年目の「エコパーク阿南」では、最新鋭の高度なごみ焼却システムを見学。900度の高温で焼却するのでダイオキシン類発生の心配もなく、焼却灰はアスファルト道路用材料等に有効利用。ごみ焼却の余熱で蒸気発電をし施設内の電力を賄っていることなど、多くの学びがあった。昼食後は「さとの雪」工場へ。完全自動化の豆腐製造工程を見学。できたて豆腐の試食もあり大満足。

地元阿南のすばらしい施設や工場を誇らしく思った一日だった。(田井 和子)



海陽町

当協会では、6月に2回にわたって、町の特産物である「竹あかり」を作成した。それぞれ悪戦苦闘して、個性的な作品が出来上がった。11月の南部のつどいは、当町で開催するのでその作品を展示予定。是非御覧下さい。

10月15日は牟岐警察署と協力して、詐欺防止キャンペーンをスーパー「ピアカイフ」で実施した。コロナで行けなかった研修旅行は、10月28日





「神戸アサヒ飲料工場」と「神戸ワイナリー農業公園」に見学に行くことになり参加予定者は楽しみにしている。

海部支部の活動では、春と秋に廃品回収。4月には役員が4～5人集まって、ゴキブリ団子を作り会員に配布している。(三間 幸子)

西部地区

美馬市

美馬市消費者協会では、環境にやさしいボカシ肥料作りに



取りくんで30数年になります。今年度も去る9月26日(木)に実施して16名の参加者、その内

3名の方が新しく入会され高齢化で会員の減少している中、有難い限りです。継続は力なりです。又、ボカシ作りを通じて会員相互の親睦を図り絆の深まりを実感しております。米ぬか・粳穀・EM菌・黒みつを配合した発酵肥料です。これこそSDGsの原点だと思います。当協会の恒例の視察研修旅行を11月28日(木)に計画しています。

(川西 静子)



つるぎ町

つるぎ町消費者協会は、7月24日に総会を開催した。総会では、毎年手作りのゴキブリ対策用団子を会員全員に配っており大変好評である。また今年度の総会では、(一社)徳島県食品衛生協会穴吹支部による「手洗い教室」を実施した。手洗いを念入りに行うことで食事を作る際の菌を未然に防ぎ、清潔な状態で調理する事が出来、夏に発生しやすい食中毒防止にも繋がる等勉強になった。会員の

皆さんも高齢化し、活動も減少傾向になりつつあるが、出来る範囲で無理をせず、消費者啓発運動を続けていきたいと思う。(藤井 勝子)

三好市

10月25日、三好市分庁舎で、西部県民局危機管理担当の異講師を招き、防災講座を開催し会員10名が受講した。今後の災害に備えて水洗便所が使用できなくなった時の為に段ボールトイレを製作した。



2ℓ×6本入りのペットボトルの空き段ボール2個で1人分が製作できる。

空箱1個は逆様に入れ上を開け固定する。上からゴミ袋を入れその上に汚物袋を重ねる。排泄後は凝固剤で固め、汚物袋の空気を抜き口を縛る。各市町村のごみ処理方法に従って処分する。

(内田 勝子)

北部地区

阿波市

阿波市消費者協会は会員の高齢化が進みながらも数々の活動を行なっている。5月15日の総会では、大塚製薬から講師を招き「ペットボトルの資源循環水平リサイクル」の出前講座をしていただいた。身近な容器のペットボトルの再利用や企業が取り組むSDGsについて理解を深めた。その後、市の環境衛生課からは、ペットボトルのごみ出し時の注意点について説明があり、官民連携での資源循環の推進を呼びかけた。5月25日は県消費者まつり、10月は食品ロス削減キャンペーン、11月7日北部のつどい、22日肉料理講習会、12月3日「さとの雪食品(株)」への視察研修、その後、例年行っている振り込み詐欺防止キャンペーンを行う予定としている。(稲井 幸子)



7月に消費者庁新未来創造戦略本部次長となりました、黒木です。徳島県消費者協会様には、消費者月間の「消費者まつり」や、その中でのVR動画の体験会の実施など、徳島の消費者の皆さんとともに歩む活動にご尽力頂いていることに敬意を表しますとともに深く感謝申し上げます。

新未来創造戦略本部では、徳島県内の自治体や企業からはもとより四国の他県からも多くの方が消費者庁職員として勤務していただいております、これまでに地元で積み重ねてこられた経験や知見を駆使して、全国各地の大学教授や企業、様々な団体の協力を得ながら徳島発の消費者政策の発展・発信にご活躍いただいております。

実は、6年ほど前にも内閣府の消費者委員会事務局長として、消費者行政新未来創造プロジェクトの検証のための会議を徳島の地で開催し徳島体験をさせてい

ただいたことがあったのですが、今回、未来本部次長となって、県内の様々な市町村や学校、企業に伺う機会を得たことで、以前より格段に徳島の印象が深まりました。その印象は、一言にすると「豊か」です。道の駅でのふとしたやりとりや、地元企業の社長さんの心意気、市役所や村役場の斬新なデザインから、人々の心の有り様や生活の質の豊かさを折りにふれて感じます。

数字で表すことは難しいつかみどころのない印象かもしれませんが、この「豊かさ」を、未来本部の取組にもなんとか活かしていけないかと考えています。まずは、徳島県の消費者部局との連携をさらに深めて一緒に新しいことにチャレンジしていければと思います。

徳島の皆さん、どうぞよろしくお願ひいたします。

情報掲示板

徳島県消費者情報センター

偽広告や偽サイトにご用心！

「ネット広告では有名企業のロゴや商品写真だった」、「商品名を検索すると最初に出てきたので、実在する公式サイトや優良サイトと思い込んだ」など偽広告や偽サイトのトラブルが全国的に多発しています。

当センターにも電化製品、家具、衣類、アクセサリーなど、様々な商品で「商品が届かない」、「全く違う商品が届いた」、「使い物にならない粗悪品だった」などの相談が寄せられています。このような場合、後でキャンセルや返品、返金を希望しても、そもそ

も連絡先の記載が無かったり、記載していても内容がでたらめな場合も多く存在します。

トラブルに遭わないためには、公式通販サイトを最初に確認することが重要です。業者によっては偽サイトに対する注意喚起や偽サイトの情報を載せていることがあります。ネットのセキュリティ機能を強化することで怪しいサイトにはアクセスしない、といったことも心がけましょう。

(メールマガジン 2024年10月22日配信)

令和6年度徳島県消費者大学校大学院

令和6年度徳島県消費者大学校大学院を9月6日から10月4日まで5日間、とくぎんトモニプラザ9階大会議室にて3コースを開講。

専門教育コース

民法や消費者力、生成AIと消費者について等、事例を使って私たちの生活の身近なところからを話題に、注意すべき点を多く学んだ。

エシカル消費コース

「エシカル」を多方面から考える！をコンセプトに、入門から人権、食育、最後に世界の課題と段階的に学び、知識のブラッシュアップに努めた。

食品安全リスクコミュニケーター養成・食品表示コース

食品の安全について、食品表示制度、また健康食品についてを各業界から最新の話を聞くことができた。

保険証は、マイナ保険証へ変わります！

Q. 従来の保険証は、いつまで使える？

A. 従来の健康保険証は、令和6年12月2日以降新たに発行されなくなります。新規発行終了後は、マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）を基本とする仕組みに移行します。ただし、移行後も、お手元の健康保険証は、有効期限までの間、最長1年間使用できます。

Q. マイナンバーカードを持っていない、またはマイナ利用登録をしていない方は、今後どうなる？

A. マイナカードを持っていない人や持っても保険証とひも付けていない方は、現行の保険証の代わりに「*資格確認書」を無償で交付されるので、引き続き保険診療を受けることができます。

*資格確認書…マイナ保険証を持っていない方には全員、申請がなくとも当分の間は交付するとしています。

※厚生労働省ホームページより引用